

## 空き家の悩みを抱えている方へ 事業者などの相談先を紹介しています



問 都市計画課住宅係 ☎72-2101 (内線 538)

- ▶内容
- 実家を相続したが空き家になっている。どうすればいい？
  - 遠方に住んでいるため管理に行くのが大変。
  - 高齢になり庭の草刈りや手入れができなくなった。誰かに依頼したい。
  - 長期入院や施設入居で家や庭のお手入れができない・・・
  - 長年暮らした愛着ある家なので、誰かに利活用してもらいたい。
- こういったお悩みをお持ちの所有者様に、空き家の管理に係る業務を行う事業者の情報提供を行っております。茅野市に登録された管理事業者の名簿一覧を茅野市ホームページにて公開しています。



ご自身での管理が難しい場合は、**管理事業者に依頼することもひとつの選択肢です。**

### 事業者依頼できる内容(一例)

- ①外観の点検 ②家屋の通風 ③水道の通水 ④敷地内・家屋の清掃 ⑤雨漏りの確認
- ⑥庭木の剪定 ⑦除草(庭等の草取り) ⑧家財の処分



料金や管理業務の内容については、管理事業者ごとに異なりますので、管理事業者名簿や各管理事業者のパンフレット等をご覧ください。依頼内容につきましては、管理事業者と協議し、決定してください。  
空き家管理の内容は、事業者によって異なりますので、複数の事業者に管理内容の確認をすることをお勧めします。

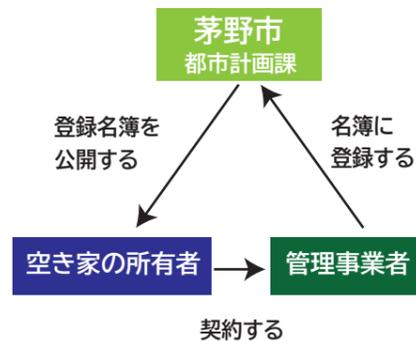
管理事業者の一覧は市ホームページ(右上のQRコード)からご覧ください。

### 空き家管理に係る業務を行う事業者またはまちづくり団体等の方へ

#### 空き家管理事業者の登録を受けませんか？

- ▶条件 次に掲げる要件を全て満たす必要があります。
- ▷事業所(登記簿上の本店または支店をいう。)が市内に所在すること。
  - ▷構成員に暴力団員がいないこと。
  - ▷自らが行う空き家管理業務について、パンフレット、ホームページ等で広報を行うことができること。
  - ▷空き家管理業務の報告を所有者等へ行うことができること。
  - ▷空き家管理業務として家財の処分を行う事業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者であること。

空き家管理事業者の登録を希望される市内の事業者またはまちづくり団体等の方は、都市計画課住宅係窓口または、茅野市ホームページに様式がありますので、必要書類を添付の上、都市計画課住宅係へご提出ください。



## 農業者年金に加入しましょう

問 農業委員会事務局 ☎72-2101 (内線 442)

### 老後の備えは国民年金+農業者年金！

- ◆払った保険料は全額社会保険料控除の対象！
- ◆運用益は非課税！
- ◆農業経営の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

- ▶対象 以下のすべての要件を満たす方
- ①国民年金第1号被保険者
  - ②年間60日以上農業に従事
  - ③20歳以上60歳未満の方
- ▶ポイント
- ◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)
  - ◎保険料はいつでも変更 できます。月々2万円(条件により1万円)から6万7千円まで
  - ◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。
  - ◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。  
例:認定農業者等であり青色申告者の35歳未満の人は10,000円(5割)補助



## 令和4年度農作業標準労賃・機械作業標準料金

問 農業委員会事務局 ☎72-2101 (内線 442)

今年度の農作業標準労賃と機械作業標準料金が、農業委員会では決まりました。労賃や料金の支払いの際は参考にしてください。

#### 【農作業標準労賃(1日8時間)】

作業の種類	賃金(1時間あたり)	
稲作・畑作	一般作業	880円
草刈り	畦畔管理作業	1,700円 ※刈払機・燃料代等含む
果樹	せん定作業	1,400円

- 食事は、作業者の負担とする。
- 1日当たり実労働時間 8時間を基準とする。
- ほ場条件等が悪い場合は、協議して別途割増料金とする。

#### 【機械作業標準料金(10アールあたり)】

作業の種類	料金	摘要
耕起(稲作・畑作)	7,300円	トラクターとロータリー12cm 耕起を標準 ※
代かき(一番・二番とも5a未満割増)	7,500円	トラクターと代かきハロー ※
畦塗り作業1mあたり	70円	
田植え作業	10,500円	田植え機 植え付けのみ ※ 側条施肥田植え 1,000円増(肥料代別)
刈取作業(バインダー)	11,000円	結束ひも含む
脱穀作業(ハーベスター)	9,900円	生脱 20%増
肥料散布(散布のみ)	3,100円	ライムソアー・ブロードキャスター
コンバイン	22,200円	コンバイン刈り 籾搬入及び結束ひもは別途

- 各作業の詳細については委託時に確認してください。
- ※の作業については5アール未満の場合は2割増
- ほ場条件(作業の難易、土質、大小等)により加減できます。
- 燃料の価格により、加減できます。

野立て型太陽光発電設備を設置する事業者および周辺住民の方へ

## 野立て型太陽光発電設備の設置について 規制が強化されました



**問** 環境課環境保全係 ☎72-2101 (内線 263)  
メール kankyo@city.chino.lg.jp

**▶内容** 茅野市では、野立て型太陽光発電設備の設置について、茅野市生活環境保全条例等により生活環境や自然環境等に配慮がなされ市民相互理解のもと適正に設置されるよう努めてきましたが、周辺環境への配慮や周辺住民への事前説明が不足するなど、地域の理解が得られない事例がこれまで散見されてきました。こうしたことから、事業のさらなる適正化を図るため、本条例を改正し手続や基準を改めました。令和4年4月1日から施行となりましたので主な変更点についてお知らせします。

### ▶抑制区域の指定

災害の防止ならびに生活環境、自然環境および周辺景観の保全等を図るため、設備の設置を抑制する区域を新たに指定しました。

#### 【抑制区域】

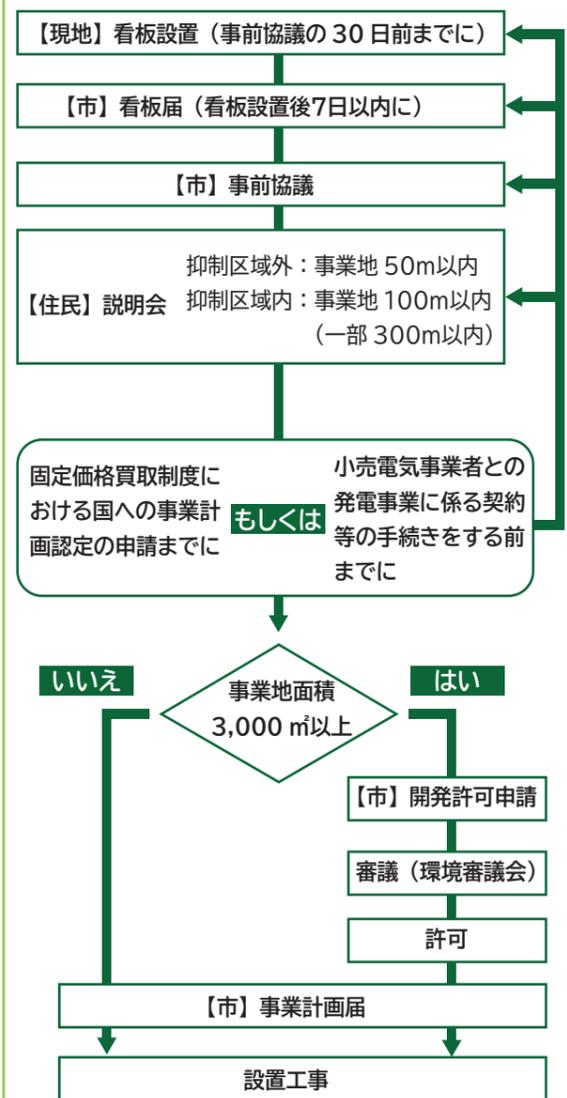
- ① 土砂災害特別警戒区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 砂防指定地
- ④ 国定公園
- ⑤ 地域森林計画対象の民有林及び国有林
- ⑥ 農用地区域および第一種農地（農地法）  
※営農型は除く
- ⑦ 史跡、名勝および天然記念物等
- ⑧ 景観づくり住民協定として認定した区域
- ⑨ ハケ岳エコーラインの両側 300m以内
- ⑩ 【別表1】に指定する幹線道路のうち一部区間の両側 300m以内

#### 【別表1】

路線	路線名
市道1級24号線	農場線
市道1級26号線	南大塩線(甲1号)
市道1級36号線	鉢巻線
県道188号線	上槻木矢ヶ崎線
県道191号線	渋ノ湯堀線
県道192号線	茅野停車場八子ヶ峰公園線
国道152号	
国道299号	

※上記路線のうち原則的にハケ岳エコーラインとの交差点から東側（ハケ岳側）の区間

### ▶設備設置までのフロー



■条例改正の詳細については、市ホームページ(右上のQRコード)をご確認ください。

## 既存住宅に新たに設置する 屋根ソーラーと蓄電池の設置に対する補助制度を創設しました



**問** ゼロカーボン推進室 ☎72-2101 (内線 272)

**▶内容** お住まいの住宅のエネルギーの自立化を進めるため、長野県が進める既存住宅エネルギー自立化補助金に上乗せする形で、市が令和4年4月から、屋根ソーラーと蓄電池の設置に対する補助制度を新たに始めました。

#### ▶対象

市内に居住する既存住宅に太陽光パネルや蓄電池を新たに設置する方で、長野県エネルギー自立化補助金を活用している方（信州屋根ソーラー認定事業者と契約して設置することが必要です。）

#### ▶補助額（市の上乗せ分）

太陽光パネルと蓄電池を設置する方 最大10万円  
蓄電池のみを設置する方(太陽光パネル設置済みの方)最大5万円

申請するにあたっての要件等詳細は市ホームページ(右上のQRコード)をご覧ください。

#### ●長野県既存住宅エネルギー自立化補助金制度

長野県では、既存住宅に対する屋根ソーラーと蓄電池の設置の支援をします。

- ・太陽光パネルと蓄電池を設置する方 20万円
- ・蓄電池のみを設置する方(太陽光パネル設置済みの方) 15万円

#### ●お住まいの住宅への屋根ソーラーの設置を検討している方へ

「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」では、建物ごとの太陽光発電・太陽熱利用のポテンシャルをこちらから確認できます。

**問** 長野県環境政策課ゼロカーボン推進室 ☎026-235-7179  
諏訪地域振興局 環境課 ☎57-2952

## 令和4年度 軽自動車税（種別割）

**問** 税務課諸税係 ☎72-2101 (内線 180)

納入期限（口座振替日）：5月31日（火）

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の軽自動車等の所有者または使用者に対して年額が課税されます。令和4年度 軽自動車税（種別割）の納税通知書は、5月11日（水）に郵送します。

#### ●車検用の納税証明書について

- ・現金でご納付いただく方：納税通知書の領収書部分に付属の納税証明書
- ・口座振替でご納付いただく方：6月中旬に送付するハガキの納税証明書

※口座振替でご納付いただく方で、5月31日から6月3日までの間に納税証明書が必要な場合は、口座振替後に記帳した通帳を持参して市役所税務課で申請してください。

減免制度【申請期限：5月24日（火） 申請先：市役所2階 税務課19番窓口】

4月1日現在で次のいずれかに該当する場合は対象となります。該当には要件がありますので、事前に税務課諸税係までお問い合わせください。

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害の等級が一定以上の方
- ・障害者の方が利用するための構造を有する車両（車いす搭乗車両等）
- ・社会福祉法人・特定非営利活動法人が公益のために直接専用する車両
- ・生活保護を受ける者の所有する軽自動車等のうち、福祉事務所長がその所有を認める車両

～普通自動車の自動車税（種別割）について～  
納入期限：5月31日（火）  
お問い合わせ先：長野県南信県税事務所諏訪事務所（☎0266-57-2905）